

議員提出意見書案第 1 号

国営母畑地区総合農地開発事業償還金に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

国営母畑地区総合農地開発事業償還金に関する意見書

国営母畑地区総合農地開発事業は、昭和 42 年事業に着手し、平成 9 年に工事の完成を見たところである。

この 30 余年という長きにわたる工期は、受益農家の事業参加意欲の減退をもたらすとともに、農業従事者の高齢化を招き、工事完成後の農業生産活動に大きな支障をきたしている。

これらの要因としては、本事業の昭和 51 年度の第 1 回計画変更、その後の第 2 回計画変更における大幅な変更が挙げられる。

特に、第 1 回の計画変更は、国の米の需給見通しの誤り、米政策の転換による開田抑制に起因するもの、第 2 回の計画変更は、工期の大幅な遅れが大きな要因であると言われている。受益面積の変更と開田抑制に伴う作付け対象作物に係る事業計画の変更は、その大部分が国の責任によるものであり、これらが、受益農家の営農計画及び収支計画に大きな影響を与えたことは否めない事実である。工期が大幅に延長となったことから、その間の社会経済情勢の変化に伴い、当地域の開田抑制後の畑作の中心として期待された養蚕、葉たばこ生産が衰退し、農業収入は大幅な減収となった。それに加え、就業構造の変化、農産物価格の下落、農業後継者不足等の影響を受け、当初の計画通りの営農計画及び収支計画に基づく償還が難しくなっている。

また、国の各種施策が当地域に与える影響も大きいと思われる。その中でも、近年実施されているほ場整備事業は、国が示す様々な事業に取り組むことにより、受益者負担が抑制される措置がとられ、実質的な受益者負担が大幅に軽減されることから、それらの事業と比較した場合の不公平感も大きくなってきている。更には、次年度から米の生産調整廃止と経営所得安定対策の見直しが打ち出されているが、これらによって受益農家は営農計画の大幅な変更を余儀なくされるとともに、今後の償還にも影響が及ぶことが懸念される。

さらには、平成 23 年には東日本大震災という未曾有の大災害に見舞われるとともに、東京電力第一原子力発電所の事故による放射能汚染に起因する農産物の風評被害が当地域の農業生産活動に更なる追い打ちをかけ、受益農家は、現

在この上ない苦境に立たされている現況にある。

このような中、現在当該地域は次のような状況に直面している。

- 1 農業収入のみでは償還金が支払えないことから、農外収入、年金等で償還を行っている。
- 2 農業後継者の不足による農地需要の減少から、農地を償還金の代替えとする物納が認められない。
- 3 農地に係る償還金の支払が困難なため、後継者による農地の相続放棄が増えてきている。
- 4 耕作放棄地や遊休農地が年々増加の一途をたどり、農地が荒廃している。

この状態が続けば、当該地域の農業生産活動が減退の一途をたどることはもちろん、生活そのものが成り立たない状況に陥ることも考えられ、受益農家が更なる苦境に立たされるであろう現実には直面するとともに、当該地域の将来を危惧している現状である。

よって、本市議会は下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 受益農家の償還金の免除又は軽減及び支払期間の猶予措置を実施すること。
- 2 高額の償還金を支払っている受益農家に対しては、早急な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

農林水産大臣 宛

議員提出意見書案第 2 号

不安定雇用の是正を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 3 月 1 8 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

不安定雇用の是正を求める意見書

日本経済は、株価上昇及び円高是正が進んだことにより景気の回復局面にあるが、原材料を輸入に頼らざるを得ない業種及び地域経済は回復が感じられず、むしろ厳しい状況が続いている。特に、貧困の拡大及び固定化は社会問題化している。

雇用者に占める非正規労働者の比率は、依然として増加傾向であるとともに、雇用労働者数の 38.2% (2,043 万人) が不安定雇用の状況にあり、年収 200 万円以下のいわゆるワーキング・プアと呼ばれる人は 1,000 万人に迫ろうとしている。

こうした中、厚生労働省は過酷な働かせ方で若者たちを使い捨てにする、いわゆるブラック企業対策として、情報を基に選んだ全国 5,111 企業・事業所の監督結果を発表した。それによると、全体の 82% に当たる 4,189 企業・事業所で長時間労働、残業代不払い等の法令違反があり、違法な過重労働を強いる事業所のまん延状態が浮き彫りとなった。また、福島県内でも 63 企業・事業所のうち 82.5% に当たる 52 企業・事業所で全国同様の法令違反が明らかにされている。

現在行われている産業競争力会議、規制改革会議等の場で議論されている解雇規制、労働時間規制及び限定正社員の雇用ルールの在り方について危惧するところである。例えば、解雇の金銭解決制度が導入されれば、金銭の支払によって今よりも簡単に解雇されるようになり、限定正社員が制度化されて見かけ正社員づくりが行われれば、工場、営業所等閉鎖に伴って簡単に解雇され失職してしまう懸念がある。

したがって、これ以上働くことに対する不透明感を増幅させ、将来不安を招いてしまえば、ますます労働力という人的財産を失い、まちづくりの視点からも地域も含め更に衰退する可能性がある。

よって国会及び政府に対し、下記の事項の実現について強く要望する。

- 1 解雇の金銭解決制度の導入、限定正社員の名を借りた見かけ正社員づくり、労働者派遣法の大幅な緩和等の労働規制の緩和を行わず雇用の安定を図ること。
- 2 求人票に離職率を明記させること等、いわゆるブラック企業問題に対する実効性ある対策を講ずること。また、若年者雇用については学校における職業教育、進路指導、職業相談等就労支援を更に拡充すること。
- 3 環境・エネルギー分野、医療・介護分野等の成長分野での産業育成を図り、雇用を創出すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

内閣府特命担当大臣（規制改革）

議員提出意見書案第 3 号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 3 月 18 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引上げについては、2013 年政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略において引上げの意向が示されているとともに、2010 年には政労使の代表からなる雇用戦略対話において、2020 年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低 800 円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指すことで合意された。

最低賃金の引上げは、全労働者の 4 割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却を確固たるものにするためには大幅な引上げが必要となる。併せて、福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要なことである。

現在の福島県最低賃金は時間額で 675 円となっているが、この金額は政労使が合意し目標として掲げた最低額と大きくかい離しているとともに、その水準は 2007 年からの 6 年間全国水準で 31 位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準、経済実勢等と比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記の事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金について、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略並びに 2010 年に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引上げを図ること。

- 2 福島県の復興促進及び労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長